**特別養護老人ホームほうじゅの郷　運営規程**

第1章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人宝寿会が設置経営する特別養護老人ホームほうじゅの郷（以下「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある入所者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条　施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

２　施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（施設の名称及び所在地等）

第3条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

　　一　名　称　　特別養護老人ホーム　ほうじゅの郷

　　二　所在地　　岩手県花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3

第2章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第4条　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

　　一　管理者　　　1人（常勤：兼務）

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行いま

す。

　　二　医師　　　　1人（非常勤）

　　　　　入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。

　　三　生活相談員　1名以上（常勤：兼務含む）

入居者の生活相談、苦情への対応、入居・退居に係る事務手続き、家族等

への連絡業務並びに業務実施状況の把握と管理を行います。

四　看護職員　　　　2名以上（常勤：機能訓練指導員兼務）

　　　　　入居者の健康状態の把握及び保健保持のための適切な措置を講ずるほか、

健康管理に関する相談及び助言を行います。

　　五　介護職員　　　　10名以上（常勤換算）

　　　　　入居者の介護計画に従った日常生活介護、サービス実施状況並びに目標達

　　　　成状況の記録を行います。

　　六　機能訓練指導員　1名（常勤：看護職員兼務）

　　　　　日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための

　　　　訓練を行います。

　　七　介護支援専門員　1名（常勤）

　　　　　地域密着型施設サービス介護計画の作成等を行います。

八　管理栄養士・栄養士　1名以上（常勤：兼務）

調理業務全般を総括推進し、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作

成・栄養計算等を行い、入居者の食生活の充実、栄養管理を行います。

　　九　調理員　　　　　5名以上（兼務）

　　　　　入居者に提供する食事の調理を行います。

２　前項のほか、必要な職員をおくこととします。

**第3章　入居定員、入居の申込み等**

（入居者の定員、ユニットの数およびユニットごとの入居者の定員）

第5条　施設に入所できる入居者の定員は29名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできません。

２　施設のユニット数は3ユニットとし、2ユニットの定員は10名、1ユニットの定員は9名とします。

（入居の申込み）

第6条　入居の申込みは、原則としてご本人又はご家族から「入居申込書」を提出していただきます。

（入居検討委員会の設置）

第7条　入居を実施するにあたり、入居検討委員会を設置します。

（入居の決定）

第8条　入居検討委員会で審議し、入居の決定を行います。入居に係る審議の内容を記録し、保管します。

**第4章　設備及び備品等**

（居室）

第9条　居室の定員は、１人とし、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に隣接して一体的に設けています。

２　居室にベッド・家具・ナースコール等を備品として備えています。

（共同生活室）

第10条　共同生活室は各ユニットに設置するものとし、各ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むことができるように設けています。

２　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができるように備品を備えます。

３　入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるように、流し・調理設備等を設けます。

（浴室）

第11条　浴室は入居者が使用しやすいよう、ユニットごとに個人浴室を設備するほか、要介護者のための特殊浴槽を設けています。

（洗面所及び便所）

第12条　施設は、洗面所は居室ごとに設け、また便所はユニットに複数設けております。

（医務室）

第13条　医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えています。

**第5章　契約及び運営**

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第14条　施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第15条　施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとします。

２　施設は、前項の被保険者証に介護保険法（以下「法」という。）第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、施設サービスを提供するよう努めます。

（入退居）

第16条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、　かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供し　ます。

２　施設は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居していただくように努めます。

３　施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めます。

４　施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が自宅　で日常生活を営むことができるかについて定期的に検討します。

５　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議します。

６　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常　生活を営むことができると認められる入居者に対し、本人及びその家族の希望、退　居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

７　施設は、入居者の入退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

**第6章　サービス**

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第17条　施設の管理者は、介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）に地域密着型施設サービス計画作成に関する業務を担当させるものとします。

２　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上位置づけ、総合的な計画となるよう努めます。

３　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握します。

４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及び家族等に面接して行うものとします。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及び家族等に対して十分に説明し、理解を得るものとします。

５　計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの

結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案し、入居者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。

６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとします。

７　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとします。

８　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者又は家族等に交付します。

９　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行います。

10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行います。

　　一　定期的に入居者に面接します。

　　二　定期的にモニタリングの結果を記録します。

11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

　　一　入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合。

　　二　入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

12　第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用します。

（サービスの取り扱い方針）

第18条　施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより入居者の日常生活を支援します。

２　施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行います。

３　施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行います。

４　施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行います。

５　施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

（身体拘束の禁止）

第19条　施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

２　前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ入居者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うものとします。

３　前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急止む得ない理由を記録します。

４　施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

　　一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとします。

　　二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

　　三　介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催します。

５　施設は、運営推進会議の委員で構成する身体的拘束適正化検討委員会を設置し、　身体拘束等をした場合には、その状況についての報告を受け、必要に応じて聞取り　を行うなど、身体拘束等が適正に行われているかを調査し、助言等を行うものとします。

（虐待の防止）

第20条　施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

　　一　虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者を管理者とします。

　　二　虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

　　三　介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

　　四　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

（介護の内容）

第21条　介護に当たっては、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。

２　施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。

３　施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えます。

４　施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。

５　施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換します。

６　施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。

７　施設は、多職種協働で栄養ケア計画を作成したうえで栄養管理の実施し、栄養状態の定期的な記録、評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直す等、適切な栄養管理を行います。

８　施設は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施、口腔衛生の管理体制に係る計画の作成、必要に応じた定期的な計画の見直し等、適切な口腔衛生管理を行います。

９　施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

10　施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。

11　施設は、入居者の負担より、施設の職員以外の者による介護を受けさせません。

（食事の提供）

第22条　食事の提供は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

２　施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法より、食事の自立について必要な支援を行います。

３　施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。

４　施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重し　つつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

（相談及び援助）

第23条　施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（社会生活上の便宜の供与等）

第24条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリェーション行事を行います。

２　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、同意を得て、代わって行います。

３　施設は、常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。

４　施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めます。

（機能訓練）

第25条　施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

（健康管理）

第26条　施設の看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

（入居者の入院中の取扱い）

第27条　施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合にあって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるよう配慮します。

（利用料等の受領とその他の必要）

第28条　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　施設は、第２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができます。

　　一　食事の提供に要する費用　　（重要事項説明書記載のとおり）

　　　入居者に提供する食事の材料費及び調理費、管理費等にかかる費用とします。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方についてはその認定証に記載された食費の金額（1日あたり）を負担いただきます。

　二　居住に要する費用　　　　　（重要事項説明書記載のとおり）

　　　入居者が施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、水道光熱費相当額及び室料にかかる費用とします。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）を負担いただきます。

　　三　特別な食事に要する費用、特別な食事等の提供にかかる費用

四　おやつ代

五　理美容代

六　管理費

七　その他、施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの

５　サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

（利用料の変更等）

第29条　施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

**第7章　留意事項**

（外出及び外泊）

第30条　入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせいただきます。

（禁止行為）

第31条　入居者は、施設内で次の行為は行わないものとします。

　　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由

を侵すこと。

　　二　けんか、口論等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

　　三　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　　五　故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（入居者に関する市町村への通知）

第32条　施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

　　一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。

　　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

**第8章　職員の服務規程と質の確保**

（職員の服務規程）

第33条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

　　一　入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。

　　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

（感染症対策）

第34条　施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

　　一　施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し周知徹底を図ります。

　　二　施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止を図るための指針を整備します。

　　三　施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）実施します。

　　四　前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

　　五　平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

（職員の質の確保）

第35条　施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

２　施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（秘密保持等）

第36条　施設及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしません。

２　施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　施設は、関係機関、医療機関、指定居宅支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又はその家族の同意を得ることとします。

**第9章　緊急時、非常時の対応**

（緊急時の対応）

第37条　職員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第38条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する事故の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備します。

三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。

四　上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

２　施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

３　施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（非常災害対策）

第39条　施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上の研修及び避難訓練等を実施します。

３　施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

４　平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に係る業務継続計画を策定します。

（業務継続計画）

第40条　施設は、感染症や非常災害の発生時においても、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設の事業の提供が継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**第10章　その他**

（地域との連携等）

第41条　施設は、サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民

の代表者、施設が所在する市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センター

の職員等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）

を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、推進委員に対し活動状況を報告し、評価を

受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

２　施設は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当

該記録を公表します。

３　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び

協力を行う等の地域との交流に努めます。

４　施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者及び家族

等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の

市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

（勤務体制の確保等）

第42条　施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、

職員の勤務体制を定めておきます。

２　前項の職員体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることが

できるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮します。

３　施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供します。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

４　施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を設けます。

　　一　採用時研修　採用時一ヶ月以内

　　二　継続研修　　随時

（記録の整備）

第43条　施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日か

ら2年間保存するものとします。

（苦情解決）

第44条　施設は、入居者、その家族、代理人等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

（掲示）

第45条　施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

（協力医療機関等）

第46条　施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第47条　施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

２　施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

（ハラスメント対策）

第48条　施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（その他）

第49条　この規定に定める事項のほか、運営規程に関する重要事項は宝寿会と施設の管理者が定めるものとします。

（改正の手続き）

第50条　この規程を改正するときは、理事会の承認を経て行うものとします。

附則　この規程は、老人福祉法に基づく岩手県知事及び介護保険法に基づく花巻市長の認可を受けた日（令和2年7月6日）から施行します。

附則　令和3年1月1日　一部改正

附則　令和4年4月1日　一部改正

附則　令和6年4月1日　一部改正

附則　令和７年4月1日　一部改正